

会 議 録（1）

会議の名称	令和6年度 第2回桶川市都市計画審議会	
開催日時	令和6年11月19日（火） 13：30から16：10まで	
開催場所	桶川市役所 3階 会議室303・304	
主宰者の氏名		
議長の氏名		
出席者氏名 （委員）	<p>■ 1号委員：宮本委員、作山委員、砂川委員、馬場委員、堀口委員、山口委員</p> <p>■ 2号委員：岩崎委員、岡野委員、北村委員、細谷委員、渡邊委員</p> <p>■ 3号委員：青木委員、木村委員、國分委員 <small>（各号委員ごとに五十音順）</small></p>	
欠席者氏名 （委員）	<p>■ 1号委員：漆間委員 <small>（各号委員ごとに五十音順）</small></p>	
説明員氏名	下水道課 稲橋技監兼課長、飯島副課長、高橋係長、玉置技師	
事務局職員 職名及び氏名	都市整備部 瀧本部長 都市計画課 朝香副部長兼課長、岩崎副課長、清水係長、杉山主事、森原主事 アジア航測株式会社 吉田、鈴木、中谷（コンサルタント）	
議 題	<p>■ 審議事項</p> <p>議案第1号 桶川都市計画下水道の変更について（市決定）</p> <p>議案第2号 桶川都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）</p>	
	<p>■ 意見聴取</p> <p>意見聴取第1号 第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の策定について</p>	
事 項	<p>決定事項等</p> <p>■ 審議事項</p> <p>議案第1号 原案どおり可決</p> <p>議案第2号 原案どおり可決</p>	
	<p>■ 意見聴取</p> <p>意見聴取第1号 （別紙参照）</p>	
次のページへ		

配布資料

- 次 第
- 議案第 1 号資料
 - 「桶川都市計画下水道の変更について（市決定）」
 - ・説明資料 (資料 1 - 1)
 - ・計画書 (資料 1 - 2)
 - ・理由書 (資料 1 - 3)
 - ・新旧対照表 (資料 1 - 4)
 - ・変更概要 (資料 1 - 5)
 - ・汚水総括図 (資料 1 - 6)
 - ・汚水計画図 (資料 1 - 7)
 - ・雨水総括図 (資料 1 - 8)
 - ・雨水計画図 (資料 1 - 9)
- 議案第 2 号資料
 - 「桶川都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）」
 - ・計画書 (資料 2 - 1)
 - ・理由書 (資料 2 - 2)
 - ・変更概要書 (資料 2 - 3)
- 意見聴取第 1 号資料
 - 「第二次桶川市都市計画マスタープラン
及び桶川市立地適正化計画の策定について」
 - ・説明資料 (資料 3 - 1)
 - ・第二次桶川市都市計画マスタープラン（素案） (資料 3 - 2)
 - ・桶川市立地適正化計画（素案） (資料 3 - 3)
 - ・令和 6 年度第 1 回桶川市都市計画審議会における
意見の内容とその市の考え方について（修正版）（参考資料）
 - ・意見書

会 議 録 (2)

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
1 開 会	
司 会	<p>ただ今から令和6年度第2回桶川市都市計画審議会を開会します。私、本日の司会を担当します、都市計画課の岩崎と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>なお、本日の会議終了時刻は15時30分頃を想定しています。</p>
2 部長あいさつ	
司 会	<p>続いて、次第2『部長あいさつ』です。都市整備部長の瀧本より御挨拶申し上げます。</p>
部 長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>桶川市都市整備部長の瀧本です。本日は、令和6年度の第2回都市計画審議会の開催にあたり、委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、今回の審議会については、御審議いただく案件が2件、意見聴取が1件です。</p> <p>まず、御審議いただく案件としては、「下水道の都市計画の変更に関する案件」及び「生産緑地地区の都市計画の変更に関する案件」です。下水道の案件については、「都市計画法に基づく下水道を整備する計画、区域の変更についての審議」をお願いいたします。生産緑地地区の案件につきましては、「生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除によるものについての審議」をお願いいたします。</p> <p>次に、意見聴取の案件としては、前回から引き続き「第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の策定について」です。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、引き続き慎重な御審議をお願い申し上げます。</p>
3 審議事項	
司 会	<p>続いて、次第3『審議』です。</p> <p>桶川市都市計画審議会条例第6条第1項の規定では、「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。」とされています。本日は、全委員15名のうち、14名の委員に御出席いただいておりますので、本会議が成立していることを報告します。</p> <p>それでは、議事に入る前に、資料の確認をします。</p> <p>「次第」、議案第1号の資料として、「資料1-1 説明資料」、「資料1-2 計画書」、「資料1-3 理由書」、「資料1-4 新旧対照表」、「資料1-5 変更概要」、「資料1-6 汚水総括図」、「資料1-7 汚水計画図」、「資料1-8 雨水総括図」、「資料1-9 雨水計画図」です。</p> <p>次に、議案第2号の資料として、「資料2-1 計画書」、「資料2-2 理由書」、「資料2-3 変更概要書」です。</p> <p>次に、意見聴取第1号の資料として、「資料3-1 説明資料」、「資料3-2 第二次桶川市都市計画マスタープラン（素案）」、「資料3-3 桶川市立地適正化計画（素案）」です。また、意見聴取第1号の参考資料として「令和6年度第1回都市計画</p>

	審議会における意見の内容と市の考え方について（修正版）」と「意見書」です。
会 長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、令和6年度第2回目の都市計画審議会です。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。議事がスムーズに進行できますよう、皆様の御協力をお願いします。</p> <p>次に傍聴人について、事務局より報告をお願いします。</p>
司 会	<p>本日、傍聴希望者が3名います。</p> <p>なお、本日の審議内容には、桶川市情報公開条例の非公開事項に該当する情報はございません。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局から傍聴希望者がいるとの報告を受けましたが、傍聴を許可することよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なし〉</p> <p>それでは傍聴を許可しますので、事務局は傍聴人の誘導をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〈傍聴人の入室〉</p> <p>傍聴人の方に申し上げます。事務局から、傍聴する場合の注意等について説明を受けておられるとは思いますが、傍聴要領に記載されている事項を遵守くださるようお願いいたします。遵守いただけない場合は、退室していただくこととなりますので、御協力をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第1号『桶川都市計画下水道の変更について』事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>桶川市都市整備部技監兼下水道課長の稲橋と申します。本日はよろしく申し上げます。</p> <p>まず、議案第1号『桶川都市計画下水道の変更について』の資料を御覧ください。</p> <p>初めに、下水道事業に係る計画について説明します。下水道事業に関する計画は、国や県が策定する計画と、市が策定する計画があり、国が策定する「東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針」、また、県が策定する「荒川流域別下水道整備総合計画」、そして市が策定する「都市計画法に基づく下水道の計画（桶川都市計画下水道）」、それと「下水道法に基づく事業計画」、また、「都市計画法に基づく事業認可」があります。今回審議いただく議案第1号は、赤字で示した「桶川都市計画下水道」の変更です。国が策定する「基本方針」が令和4年度、また、埼玉県が策定する「総合計画」が令和5年度にそれぞれ見直しと改定が行われました。これらの計画は上位計画として位置づけられ、市が策定する計画は上位計画と整合を図らなければなりません。</p> <p>3ページの市が策定している計画についてです。「都市計画法に基づく下水道の計画（桶川都市計画下水道）」は、長期的な整備計</p>

画と区域を定めたものです。下水道とは、都市計画法において「都市施設」として位置づけられています。そして、市街化区域については「都市施設」として下水道を定めることとされており、下水道を整備する区域等について定めた計画です。

次に、下水道法に基づく事業計画は、概ね5年から7年程度で行う管路施設の配置や区域などを定めた計画です。

最後に、都市計画法に基づく事業認可は、都市計画事業として下水道を整備するために受ける許可をいい、5年から7年程度で確実に行うことができる区域を設定します。これらの市で策定する計画は、先程説明した国や県の上位計画との整合を図り、策定をします。そのため、上位計画の見直しや改定が行われた際は、整合が図られているか確認し、必要に応じ見直しを行います。

先に述べましたが、令和4年度、5年度と国・県の計画の改定が行われたため、本日審議いただく「桶川都市計画下水道」と他2つの見直しを今年度行っています。

こちらは、都市計画下水道の経緯です。「桶川都市計画下水道」の変更を行うにあたり、これまでの経緯や変遷について、大きな変更があったものを抜粋して説明します。昭和43年に、都市計画面積285ヘクタールの桶川市単独の「合流式下水道」として当初決定を受け、桶川都市計画下水道の計画が始まりました。ただ、工事等は一切していませんでした。昭和47年には、埼玉県荒川左岸北部流域下水道計画に加わり、分流式下水道として、面積も汚水800ヘクタール、雨水684ヘクタールへと変更を行いました。その後、昭和51年に雨水の都市計画面積も800ヘクタールに変更しました。昭和62年に東部工業団地整備に合わせ、面積も汚水858ヘクタール、雨水857ヘクタールへと変更し、平成29年には、加納原の土地区画整理事業に合わせ、汚水の面積を868ヘクタールへと変更を行っています。

こちらは、変更の事務手続きのスケジュールです。令和6年7月18日に桶川市公共下水道事業審議会にて、桶川都市計画下水道の変更についての説明を行い、その後説明資料と議事録の公表、変更原案の縦覧、公聴会の開催通知を行いました。公述申出書の提出がなかったことから、公聴会は中止とし、変更原案を変更案として関係機関と協議をし、変更案を確定させ、県知事協議を実施しました。県からの回答を受け、都市計画法第17条に基づく縦覧を実施し、本日の都市計画審議会にて答申をいただきましたら、決定告示と縦覧を今後行う予定です。

こちらが汚水の変更の概要です。まずは全体的な話をします。

汚水の計画区域を左図の現行868ヘクタールから、右図のとおり見直しを行い830ヘクタールに変更するものです。右図の黄色で着色したものが削除区域になり、また赤色で着色したものが追加区域です。右図の黄色で着色した約39ヘクタール削除面積の大きな地区は、市街化調整区域の上日出谷北部地区です。

こちらは雨水の変更の概要です。雨水の計画区域を左図の現行857ヘクタールから、右図のとおり見直しを行い818ヘクタールに変更するものです。汚水と同じく、黄色で着色した上日出谷北部地区を削除区域としています。今回の見直しにおいて削除面積が大きい、上日出谷北部地区についてですが、区域区分の変遷の経緯を

さかのぼったところ、昭和45年に当初線引きにより、市街化区域として指定されましたが、昭和61年に暫定逆線引きにより市街化調整区域へと変更されました。暫定逆線引きとは、当面基盤整備の見込みがない地区を、用途地域の指定を残したまま一時的に市街化調整区域へと編入させ、その後の事業実施が確実になった時点で再度市街化区域へ再編入する方式です。

しかし、平成15年にこの暫定逆線引き制度が廃止となったことを受け、当時、この地区の適切な土地利用を図るべく、住民及び地権者説明会の開催、意向調査等の実施により、総合的に判断した結果、計画的な基盤整備の見込みがないことが明確になりました。そのため、用途地域を存置する必要もなくなり、暫定としていた調整区域は恒久的に調整区域となりました。平成20年時点で正式に市街化調整区域となり、基盤整備の見込みが今後はないこと、また、下水道の上位計画との整合性を図ること、以上の2点により、現行の都市計画決定区域から、上日出谷北部地区約39ヘクタールと、現時点で汚水利用の見込みの無い坂田地区の約1ヘクタールを計画決定区域から除き、また、過去に区域外流入として下水道整備をした区域約2.1ヘクタールを加えた約830ヘクタールへ変更を行いたいと考えています。

雨水も同様に、上日出谷北部地区約39ヘクタールと、生産緑地として指定されている坂田地区の約1ヘクタールを除いた区域、約818ヘクタールへ変更を行いたいと考えています。

続いて、今回公告及び縦覧した変更計画案の図書について説明します。「資料1-2」の2ページを御覧ください。「桶川都市計画下水道(2)排水区域」を次のように変更するものです。汚水の面積約830ヘクタールと雨水面積約818ヘクタールとするものです。

次に、「資料1-3」の1、2ページを御覧ください。左側が理由書です。Ⅱ変更の理由、汚水排水区について、本市の現状や将来の見通しを踏まえ、効率的な下水道事業の運営を実施するため、上日出谷北部地区39ヘクタールと坂田地区1ヘクタールの削除、区域外流入となっている地区2.1ヘクタールの追加をするものです。また、雨水排水区域についても同様に、本市の現状や将来の見通しを踏まえ、効率的な下水道事業の運営を実施するため、上日出谷北部地区39ヘクタールと坂田地区1ヘクタールの削除を行うものです。

次に、「資料1-4」を御覧ください。こちらは新旧対照表です。変更箇所は、赤字で記載しています。

次に、「資料1-5」を御覧ください。こちらは変更手続きの経緯概要です。赤色で囲った部分が本日の都市計画審議会になります。

次に、「資料1-6」を御覧ください。こちらは汚水の総括図です。ほぼ市街化区域の全域が下水道エリアとなっています。

次に、これの部分的な丸がついたものを拡大したのが、次以降のページになります。

「資料1-7」の1ページを御覧ください。こちらは汚水の変更場所の詳細図です。追加する区域は赤色、削除する区域は黄色で着色しています。左下の赤色は、東部工業団地に隣接します、D I C

	<p>デコール、日東食品、協同バスの敷地となります。上の赤色は、既存宅と大谷記念病院になります。右上の赤色は、加納公民館、わんぱく村、既存宅です。そして黄色は、特定生産緑地の畑となります。</p> <p>次に、「資料1-7」の2ページを御覧ください。こちらも汚水の変更場所の詳細図です。下日出谷地区の既存宅になります。</p> <p>次に、「資料1-7」の3ページを御覧ください。こちらも汚水の変更場所の詳細図です。市街化調整区域の上日出谷北部地区エリアになります。</p> <p>次に、「資料1-8」を御覧ください。先ほどまでは汚水の説明でしたが、こちらは雨水の総括図になります。また、全体小さく写っていますので、丸の部分を拡大したものを次ページ以降説明します。</p> <p>「資料1-9」の1ページを御覧ください。こちらは雨水の変更場所の詳細図です。削除する区域は黄色で着色しています。黄色は、汚水と同一場所で特定生産緑地の畑になります。</p> <p>「資料1-9」の2ページを御覧ください。こちらも雨水の変更場所の詳細図です。黄色の区域は、汚水と同一場所になる市街化調整区域の上日出谷北部地区のエリアになります。</p> <p>以上で、桶川都市計画下水道の変更に関する説明を終了します。</p>
会 長	議案第1号の説明が終わりました。ただいまの説明に関して、御意見・御質問などがある方は挙手をお願いします。
委 員	2点ありまして、国・県の計画の内容と、汚水と雨水の面積の若干の違いの理由をお願いします。
事務局	<p>まず、国・県の計画の内容を説明します。</p> <p>「東京湾流域別下水道整備総合計画」ですが、これは、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の一都三県で負荷量の割り当てがあり、埼玉県はCOD科学的酸素要求量目標負荷量が1日当たり84t、T-N全窒素目標負荷量は1日あたり39t、T-Pリン目標負荷量が1日あたり2.5tと割り当てられています。東京湾で赤潮などが発生しないように、赤潮の栄養素となるもの、酸素量とか窒素、リンの排出量を都道府県ごとに決められた値に目標をもっていくと、全県でやっていく形になっています。</p> <p>続いて、埼玉県の「荒川流域別下水道整備総合計画」については、県内の1日あたりの計画汚水量を流域ごとに決め、また、市町村ごとに目標として決めているということになります。桶川が1日当たり24,010m³の計画汚水量を排出できるような割り当てになっています。</p> <p>次に、雨水と汚水の違い、面積の違いですが、加納原地区の工業地帯と加納中、その違いとなります。</p>
委 員	1番の国・県の計画の内容というのは、要は、割り当てるから少なくしてね、ということでしょうか。
事務局	国の場合には東京湾の負荷量を減らすために、県や都ごとの割り当てがあります。県は人口減少を見据えた今後の桶川市の設定値はこれくらいでしょうってことで割り当てが来ています。以上です。
会 長	他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員	今回の削減したところの現状としてどういう状況になっているかを説明ください。
事務局	「説明資料」で14ページ、「資料1-7」1ページです。この左下の3つ、これが上からD I Cデコール、日東食品、協同バスの並びになっており、ほぼ工業団地と一体化になっています。
委員	要するに、下水の状況とかそれも含めて説明ください。
事務局	<p>下水は繋がっており、現在使っています。この3つの会社は、市街化区域ではなくて市街化調整区域に立地しています。それぞれ特殊な事情で市街化調整区域にも建物が建てられており、目の前に下水道管があるので、それを使っています。</p> <p>続きまして、資料右上の小さな赤い四角形は、既存宅です。すでに下水道を使っています。</p> <p>資料左上が大谷記念病院になります。すでに下水道を使っています。</p> <p>資料の右の中央にある黄色の部分は、特定生産緑地の畑になっており、今後10年間畑をやるという約束になっていますので、下水道区域から省くという形になります。</p> <p>こちらは、「資料1-7」2ページになります。既存宅です。こちらも下水道に接続しています。</p> <p>「資料1-7」3ページを御覧ください。上日出谷北部地区は、市街化調整区域ですが、今まで計画から削除できなかったことから、計画上は載っていたのですが、今回県の方から抜本的な見直しの指示があり、上日出谷北部区域に関しては、公共下水道エリアから除くという形です。現状としては、合併浄化槽で排水を行う地域です。以上となります。</p>
委員	<p>ありがとうございます。普通、都市計画市街化区域イコール下水道の区域というのが一番分かりやすいですね。でも、すでに既存宅地があったり病院があったり、工業団地の一部だったり、くっついているということで、繋いであげるといのは、それは別に問題ではないですね、というようなことで。一方、生産緑地を外しているのはすごいなと思って。10年間宅地にしませんということで、外しているということなのだけど、10年後はおそらく宅地化する可能性もあるので、だからその部分を外しますよと、どっちみち当面やれないし、それを前提に組むと全体の計画に影響するからということ。まじめに取り組んでいるのだな、それは僕の印象です。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第1号『桶川都市計画下水道の変更について』お諮りします。本案について、御承認いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なし〉</p> <p>異議なしということで、議案第1号『桶川都市計画下水道の変更について』は原案のとおり賛成とし、桶川市長に答申することとします。</p>

会 長	<p>続いて、議案第2号『桶川都市計画生産緑地地区の変更について』事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号『桶川都市計画生産緑地地区の変更について』資料を御覧ください。</p> <p>「資料2-1」は法規図書計画書の計画書です。地区の全部廃止、地区の一部廃止の名称と面積、そしてその理由を記載しています。</p> <p>次に、「資料2-2」の理由書です。本案は、主たる農業従事者の死亡又は特定生産緑地に移行せず、平成4年の指定の告示から30年経過により、所有者から生産緑地法第10条の規定による「生産緑地買取申出書」が提出されました。その後、買取希望の有無について照会を行いました。買取希望がなかったことから、申出から3か月後に、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除を行ったため、生産緑地地区の変更を行うものでございます。本案のとおり変更を行うと、市内の生産緑地の地区数は、93地区から92地区に、面積は、約18.06ヘクタールから約17.93ヘクタールとなります。</p> <p>次に、「資料2-3」を御覧ください。1ページの1地区目は第51号生産緑地地区です。下日出谷東一丁目地内に位置し、地区の全部約0.08ヘクタールを廃止するものです。廃止の経緯ですが、令和6年4月26日付けで買取り申出がなされ、庁内に買取希望の照会を行ったところ、買取希望が無かったため、申出者に対して買取を行わない旨を通知しています。その後、さいたま農業協同組合及び農業委員会に対して、農業従事者への斡旋を依頼しましたが、こちらも買取希望が無かったことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、令和6年7月26日付けで行為の制限が解除されたものです。また、案内図と位置図、行為制限の解除日に撮影した現地写真を掲載しています。</p> <p>次に、2ページの2地区目は第145号生産緑地地区です。坂田西二丁目地内に位置し、地区の面積は約0.29ヘクタールで、このうち、約0.05ヘクタールを廃止するものです。廃止の経緯ですが、令和6年2月28日付けで買取り申出があり、1地区目と同様の手続を行い、令和6年5月28日付けで行為の制限が解除されたものです。</p> <p>最後に、表紙の「経緯の概要」ですが、ここまで説明しました本議案については、9月に県知事協議を行い、その後、10月1日から2週間、案の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>議案第2号の説明が終わりました。ただいまの説明に関して、御意見・御質問などがある方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〈意見なし〉</p> <p>それでは、議案第2号『桶川都市計画生産緑地地区の変更について』お諮りします。本案について、御承認いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なし〉</p>

	<p>異議なしということで、議案第2号『桶川都市計画生産緑地地区の変更について』は原案のとおり賛成の旨、桶川市長に答申することとします。</p>
<p>4 意見聴取</p>	
<p>会 長</p>	<p>続いて、次第4『意見聴取』です。意見聴取第1号『第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の策定について』のうち、都市計画マスタープランについて事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、意見聴取第1号『第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の策定について』のうち、都市計画マスタープランについて説明します。</p> <p>本日は、1これまでの振り返り、2都市計画審議会等における主な意見とその対応について説明します。</p> <p>それでは、1ページを御覧ください。都市計画審議会、関係部長から構成される策定委員会、関係課長から構成される庁内検討委員会のスケジュール案を示しています。都市計画審議会は、昨年度に2回開催し、今年度に3回の計5回を予定しています。第3回、第4回審議会の前には、2回分の策定委員会及び庁内検討委員会が開催されたことから、中間報告を行いました。また、第4回審議会前の7月と10月には、立地適正化計画の作成支援の一環として国土交通省によるヒアリングが行われ、意見をいただきました。今後の流れとしては、本日の会議の意見を反映したものを市長決裁し、計画の原案を確定します。そして、その原案について住民説明会及びパブリック・コメントを行い、そこでいただいた意見に対する対応について5回目で確認及び報告をします。その内容を反映した案について諮問し、答申をいただきたいと考えています。その上で、最終案を確定し、令和7年度から新しい計画に基づき、各目標の達成に向けて、進めて参りたいと考えています。</p> <p>2ページを御覧ください。こちらは、会議で検討いただく内容を表にしたものです。昨年度実施した1回目、2回目の会議では、計画の概要の説明と現状分析の中間報告、今年度4月の中間報告では課題の整理や誘導区域の考え方の提示、7月3回目の会議では、基本方針の確認や都市機能誘導区域及び居住誘導区域の位置・規模の確認などを行いました。次に、10月2回目の中間報告では、これまでの内容に地域別方針や防災指針などの内容を含め、素案として冊子にしたもので確認いただきました。そして、本日は、4回目の計画の素案の内容確認を行います。こちらは、都市計画審議会や庁内照会、庁内検討委員会、策定委員会、国土交通省ヒアリングにていただいた意見を反映した素案を確認いただくものです。</p> <p>なお、隣接する部分の計画との整合を図る観点から、鴻巣市、上尾市、久喜市、北本市、蓮田市、伊奈町、川島町に近隣市町協議を行い、その結果、意見はありませんでした。</p> <p>続いて、「2 都市計画審議会等における主な意見とその対応について」の(1)都市計画マスタープランを説明します。</p> <p>なお、参考資料として配布している前回会議での意見と市の考え方の修正版などこれまでの会議でいただいた御意見を反映して計画書を作成しています。</p>

3 ページを御覧ください。表の上の凡例として、意見先を記載しています。「都計審①」は、7月に開催した都市計画審議会にていただいた意見、「都計審②」は、10月に行った中間報告にていただいた意見、「庁内」は、9月に行った庁内関係課からの意見照会と、10月に開催した庁内検討委員会、11月に開催した策定委員会にていただいた意見です。「国交省」は、国土交通省ヒアリングにていただいた意見です。「資料3-1」は、これらの主な意見とその対応についてまとめたものです。併せて、「資料3-2」を御覧ください。赤枠で囲った部分は意見を踏まえた主な修正項目です。また、黄色の着色した部分については、字句等の整理等を行った部分です。

それでは、「資料3-1」の No. 1 を御覧ください。また、対応する計画書のページは、49 ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「具体的な人口減少の抑止対策はどのような型で考えているのですか。」という意見でした。

これに対し、都市計画マスタープランは、土地利用の施策や方針図への位置付けを示すなど、都市計画の基本的な方針・方向性を示す計画となるため、人口の維持や確保の観点を踏まえ、関連計画と整合を図りながら、分野別方針の土地利用等に反映しています。「日常生活のサービスや公共交通、地域コミュニティが持続的に確保されるよう、立地適正化計画において居住を誘導すべき区域として居住誘導区域を設定することで、縮小社会においても適正な人口密度の確保を目指します。」、また、「市街地人口の確保にあたっては、住環境や生活サービス機能の維持・改善による定住人口の確保に加え、低未利用地や空き家等の適正な管理と利活用による移住人口の確保を図ります。」と記載をしています。

続いて、No. 2 を御覧ください。また、対応する計画書のページは、5 ページから 29 ページです。こちらは国交省ヒアリングにおける意見で、「都市計画マスタープランと立地適正化計画の現況が共通資料となっているが、計画によって使用しない項目もあるため、整理した方がよいのではないか。」という意見でした。

これに対し、現況編を整理しました。25 ページのハザードエリアと指定避難所の状況については、都市計画マスタープランに必要な項目以外のカバー率に係る図を削除し、26 ページの都市機能については、生活サービスに必要な主な施設の市街化区域内の人口カバー率の表を追加しました。

続いて、No. 3 を御覧ください。また、対応する計画書のページは、32、33 ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「都市づくりの課題に脱炭素社会や多様性に関する記載を追加してもらいたい。」という意見でした。

これに対し、都市づくりの課題 20 項目の一部の記載を改めました。上から 9 つ目の「将来都市構造に応じた適正な土地利用の誘導」の中に位置する項目に、「都市の脱炭素化に向けた都市機能の集約化」を追加し、下から 3 つ目の課題を「多様性を認めつつ支え合う地域コミュニティの維持と協働によるまちづくりの推進」と改めました。

続いて、No. 4 を御覧ください。また、対応する計画書のページは、33、35 ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「計画づくりの視点の自然・生産環境との共生と活用の生産環境とは何のことか。」という意見でした。

これに対し、生産環境と記載していたものを農業生産環境と改めました。

続いて、No. 5を御覧ください。また、対応する計画書のページは、34ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「都市づくりの目標に多様性に関する記載を追加してもらいたい。」という意見でした。

これに対し、都市づくりの目標1の説明を、「地域に応じた環境の中で、暮らしを支える生活インフラや事故・災害に対する備えが整い、子どもや高齢者、障害者など様々な人が多様性を認めつつ支え合いながら、時代の変化に応じた暮らしとともに、ユニバーサルデザインに配慮した都市空間が形成されることを目指します。」と改めました。

続いて、No. 6を御覧ください。また、対応する計画書のページは、35ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「視点5自然や歴史文化の文章をわかりやすくしてほしい。」という意見でした。

これに対し、「市の魅力である田園や樹林地、河川等の自然資源と、中山道宿場町等の歴史・文化資源を、次世代へ継承しながら市内外へ発信することにより、移住定住人口を増加させる必要があります。」と改めました。

続いて、6ページを御覧ください。また、対応する計画書のページは、38ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「テーマが抽象的でわかりにくい。」という意見でした。

これに対し、市の特色を整理し、「暮らし続けたい・暮らししてみたいまち おけがわ ～愛着と誇りをもてるまちづくりに向けて～」と改めました。こちらは、本市が、これまで築いてきた市街地や東西に広がる田園風景、自然環境、中山道などの歴史文化などの地域の特色を活かし、まちに住む人やそれぞれの産業に従事する誰もが快適に安心して学びを深めながら暮らすことができ、にぎわいと活気のあるまちづくりを進めることで、まずは今、住まれている方々が「暮らし続けたい」と思えるように、また、今住まれていない方も「暮らししてみたい」と思えるようにまちづくりを進めていきたいということを意図しています。

続いて、No. 8を御覧ください。また、対応する計画書のページは、39ページから41ページです。こちらは庁内照会における意見で、「ゾーン、エリア、拠点、軸が位置づけられているが、総合計画と同様の位置づけか確認いただきたい。」という意見でした。

これに対し、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における、ゾーン、エリア、拠点、軸は、総合計画と同様の位置づけとしているため、本計画において、新たに位置づけると読み取れてしまう部分を改めました。

続いて、No. 9を御覧ください。また、対応する計画書のページは、43ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「目指すべき都市構造図等について、河川の線を太くした方がよい。また、芝川は都市下水路として表記したほうがよい。」という意見でした。

これに対し、目指すべき方針図や分野別方針図等の河川の線を太くし、芝川を芝川都市下水路に修正しました。

続いて、No. 10を御覧ください。また、対応する計画書のページは、49ページと71ページです。こちらは庁内照会における意

見で、「土地利用や都市防災に記載のあった既存施設の機能の維持や充実に係る内容について、バリアフリーに関する記載を追加してもらいたい。」という意見でした。

これに対し、土地利用は、「学校などの既存の公共施設については、施設の維持充実やバリアフリー化など、実態に即したユニバーサルデザインによる公共空間の形成を図ります。」という記載を追加し、都市防災は、「災害時の災害対策本部となる市庁舎や指定避難所等となる小・中学校等の公共公益施設については、防災活動の拠点として機能の強化やバリアフリー対策等に努めます。」と改めました。

続いて、No. 11を御覧ください。また、対応する計画書のページは、49ページです。こちらは庁内検討委員会における意見で、「桶川市公共施設配置基本計画に基づき、公共施設の整備や更新をおこなう場合は、複合化に関する記載を追加した方がよいのではないか。」という意見でした。

これに対し、分野別方針の土地利用に「公共施設の整備や更新を行う場合は、民間活力の導入や複合化を検討します。」という記載を追加しました。

続いて、No. 12を御覧ください。また、対応する計画書のページは、52ページです。こちらは庁内照会における意見で、道の駅に係る記載についてです。地域別方針の西部田園地域にのみ記載していたことに対し、「道の駅は桶川市全域の地域振興を目的としているため、地域別方針の西部田園地域に限定しなくてよいのではないか。」という意見でした。

これに対し、全体に係る分野別方針の土地利用に「道の駅を活かし、地場産品の販売を通じた生産促進による営農環境の保全とともに、地域を訪れたいくなる環境づくりにより地域振興や交流の促進を図ります。」を追加しました。

続いて、No. 13を御覧ください。また、対応する計画書のページは、55ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「駅周辺の都市拠点について具体的なまちづくりのビジョンを示してほしい。」という意見でした。

これに対し、分野別方針の市街地・住環境整備について、駅東西それぞれの機能を整理して記載を改めました。「駅西口は駅周辺の利用者や交通状況など、時代の変化に応じた都市基盤の再構築を検討するとともに、駅西口公園や市民ホール、中央図書館など、これまで集積してきた文化芸術や生涯学習、交流機能の維持を図ります。」また、「駅東口周辺整備検討地区は、子育てや歴史文化、交流機能を充実させ、駅西口とバランスのとれた機能の配置を検討します。」としました。

続いて、No. 14を御覧ください。また、対応する計画書のページは、60ページです。こちらは庁内照会における意見で、「都市計画道路の見直しに関する記載をいれた方がよいのではないか。」という意見でした。

これに対し、分野別方針の道路・交通に「都市計画道路は整備状況や利用状況などを考慮し、関係機関と連携して、必要に応じた適切な見直しを図ります。」を追加しています。

続いて、No. 15を御覧ください。また、対応する計画書のページは、65ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、

「環境負荷に配慮した公共公益施設の整備とあるが、住宅等の民間建築物も含めるべきではないか。」という意見でした。

これに対し、分野別方針の水・緑・環境に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、住宅等の省エネ性能の向上を促進します。」を追加しています。

続いて、No. 16を御覧ください。また、対応する計画書のページは、67ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「中山道宿場町などの歴史的景観資源については、本市ならではの誇りや愛着を育む市民共有の財産として、適正な管理・保全を図り、次世代への継承に努めますについて、愛着を育むではなく、愛着をもてるという表現のほうがよいのではないか。また、管理と保全の順番が逆ではないか。」という意見でした。

これに対し、「中山道宿場町などの歴史的景観資源については、本市ならではの誇りや愛着をもてる市民共有の財産として適正な保全・管理を図り、次世代への継承に努めます。」と改めました。

続いて、No. 17を御覧ください。また、対応する計画書のページは、71ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「災害時に高齢者や障害者など特別な配慮や援助を必要とする要配慮者は、生活が困難な状況に置かれやすい。しかし、桶川市には福祉避難所が少ないため、福祉避難所の充実を図るべきである。」という意見でした。

これに対し、分野別方針の都市防災に「避難所の設置にあたっては適正な配置に努めるとともに、民間の福祉施設との災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定を推進し、要配慮者の円滑な利用の確保等に努めます。」を追加しています。

続いて、No. 18を御覧ください。また、対応する計画書のページは、77ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「西部田園地域のテーマをイメージしやすいように記載してほしい。」という意見でした。

これに対し、テーマを見直し、解説を追加しています。テーマは、「自然や歴史が暮らしと調和した潤いのあるまちづくり」と見直し、解説は、「荒川や江川などの自然や田園風景を保全するとともに、地域に残る文化財や拠点施設となる歴史民俗資料館を通して歴史を継承することで、自然や歴史などの地域資源が暮らしと調和した潤いのあるまちづくりに取り組みます。」を追加しています。

続いて、No. 19を御覧ください。また、対応する計画書のページは、87ページです。こちらは、No. 18と同様に「テーマをイメージしやすいように記載してほしい。」という意見でした。

これに対し、テーマは、「安心して快適に過ごせるコミュニティ豊かなまちづくり」と見直し、解説は、「区画整理事業を中心に整備してきた安心して利便性の高い住環境を保全し、未整備となっている都市計画道路や生活道路などの都市基盤整備を進めていくことで、安心して快適なまちづくりに取り組みます。また、分庁舎跡地の整備による交流の活性化や、駅西口周辺の時代の変化に応じた再構築を進めることで、コミュニティ豊かなまちづくりに取り組みます。」を追加しています。

続いて、No. 20を御覧ください。また、対応する計画書のページは、97ページです。こちらは、No. 18と同様に「テーマをイメージしやすいように記載してほしい。」という意見でした。

	<p>これに対し、テーマは、「歴史文化と新たなにぎわいによる活気あふれるまちづくり」とし、解説は、「中山道の歴史文化を活かしたまちづくりや、駅東口周辺の道路整備や南小学校跡地等の利活用をすすめることで、駅周辺に新たなにぎわいを創出します。また、地域生活拠点の機能や時代の変化に応じた子育て支援機能の充実を図ることで、活気あふれるまちづくりに取り組みます。」を追加しています。</p> <p>続いて、No. 21を御覧ください。また、対応する計画書のページは、99ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、1つ目は、「南小跡地等について具体的なビジョンを示してほしい。」2つ目は、「マスタープラン素案のP37、現計画P31市民アンケートの中の拠点に欠かせない施設で、総合病院の要望が多くありますが、市のスタンスが見えていない。中心市街地のまちづくりには必要な施策では。」という意見でした。</p> <p>これに対し、本計画にて行ったアンケート調査や、南小跡地利活用調査として行った市民意識調査や民間企業ヒアリングの結果をもとに、可能性のある商業機能等を記載しています。「南小学校跡地及び周辺市有地については、多様化、高度化する市民ニーズに適切に対応するために民間活力の導入を検討し、公共機能と相乗効果の期待できる、商業・宿泊・医療等の施設整備を検討します。また、駅周辺の滞在者などが、まちなかに緑を感じる憩いの場などの確保をすることで、緑あふれる、にぎわいと活気のある都市空間の形成を図ります。」としています。</p> <p>続いて、No. 22を御覧ください。また、対応する計画書のページは、107ページです。こちらはNo. 18と同様に「テーマをイメージしやすいように記載してほしい。」という意見でした。</p> <p>これに対し、テーマは「自然と産業が調和した環境共生まちづくり」と見直し、解説は、「綾瀬川や元荒川などの河川や、地域に残る田園風景などの自然の保全を図るとともに、交通利便性を活かした東部工業団地や加納原地区の工業系市街地における産業が自然と共生するまちづくりに取り組みます。」を追加しています。</p> <p>続いて、No. 23を御覧ください。また、対応する計画書のページは、109ページです。こちらは庁内照会における意見で、「都市計画道路の見直しを行っている、第二産業道路、倉田五丁台線に関する記載を追加したほうがよいのではないか。」という意見でした。</p> <p>これに対し、東部田園地域の道路・交通に「第二産業道路は構造形式の変更など関係機関と協議を進めながら見直しを図ります。」を追加しています。</p> <p>以上が、都市計画マスタープランについての説明です。</p> <p>なお、この後質疑応答の時間に入りますが、この場での質問が難しい場合もあるかと思えます。そのため、審議会終了後にも書面での質問を受け付ける期間を設けたいと考えています。</p>
会 長	<p>ただいまの説明に関して、御意見・御質問などがある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>21ページの医療費や介護費のグラフについて、ここに市が関わるのは国民健康保険と後期高齢者だけです。市民全体では恐らく2割か3割にしかあたりませんが、どのような意図で記載していますか。</p>

事務局	確認しますので回答は保留とさせていただきます。
委員	25ページのハザードエリアの状況として、洪水ハザードマップのみ掲載していますが、液状化などの情報は載せないのでしょうか。
事務局	都市計画マスタープランには記載がない状況ですが、立地適正化計画で記載しています。
委員	両方併記した方がよろしいのではないのでしょうか。例えば、五丁台地区などは過去の歴史の中でも液状化が多く見受けられた歴史があるため、記載したほうが良いかと思います。
事務局	対応させていただきます。
委員	まちなかウォークアブル推進事業やエコロジカルネットワークの形成など、聞きなれない言葉に対して、注釈や説明文は最後に追加するのですか。
事務局	用語の解説については、各ページに入れるなど掲載する予定です。
会長	用語解説について検討をお願いします。
委員	<p>前回の意見に真摯に対応していただき感謝しています。特に、都市計画マスタープランの修正版で「暮らしのイメージ」を記入していただいたことは非常に良かったです。44ページからの将来の暮らし方のイメージ、特に田園ゾーンや都市拠点の暮らし方に関する具体的な記述が加わったことで、より明確なビジョンが示されました。これにより、地域の特色や住民の期待に応えるプランが具現化されていると感じています。引き続き、具体的な施策やアイデアを盛り込んでいくことが重要だと思います。</p> <p>いわゆる基本方針についてはおおむね修正できていると思いますが、一方で戦略と戦術が114ページ、実現化方策の部分で一般論しか記載されていません。先ほどのイメージをどうやって実現化するのかということに対して、例えば生産緑地に関して言うと、今のままだと減少し続けるので、農家レストランをモデル的に市の農政担当と連携して行うなど、もう少し積極的に活用を考える必要があります。これは市街化調整区域をどうこうする計画ではないけれども、調整区域の地区計画、集落地区計画やラインガルデン、田園の共生などそうやったらいいなではなく、ドッグランのレストランやカフェレストランを分家住宅の人たちがやっていたり、警察犬の訓練所があったり、犬の暮らしも結構豊かなところで、結構新しく建て替わっていたりしますね。桶川市は、最近では工業団地も導入されていますが、依然として住宅都市です。このため、114ページ以降のプログラムや戦略についての記述が不足しています。「柔らかい区画整理」は小規模な区画整理手法で、等価交換による税制メリットもあります。約500㎡のまとまった土地があれば、マンションの建設が容易になります。現状では位置付けがあっても具体的な施策が見えません。南小学校跡地の活用については民間の意見がありますが、それだけでは不十分で、今後の方針が重要です。民間活用は都内でよく行われていますが、都市計画の変更、用途地域や容積率のアップ、地区施設の指定を同時に考慮する必要があります。都市拠点として、立地適正化や都市機能誘導区域を含め、都市計画を効果的に活用することが重要です。ボトムアップの地区計画は住民に依存していますが、トップダウンで特別用途地区や用途地域の変更をもっと積極的に行うべきです。しかし、現在は自治体が</p>

	<p>その手法をあまり活用できておらず、本来の可能性を知らないのかもしれないかもしれません。都市全体でその方向性を示すことが求められています。</p> <p>あとは、街道沿いの歴史的資源については、保全だけでなく活用も重要です。深谷などではカフェなどを通じて積極的に活用が進められています。文化財指定や景観計画に基づく重要建造物の保全も大切ですが、単なる保全に留まらず、活用の視点を持たなければ、資源を守ることは難しいと思います。</p> <p>もう一つ、地区計画をもっと推進する必要があります。言葉だけでなく、本気で取り組むためには、地元をまとめるためのまちづくり条例や専門家の派遣などについて実現化方策に示すことが考えられます。市民参加が本気であるかどうかとも問われますが、115ページは教科書的な内容に留まっており、具体性が不足しています。それまでの前半のほうは、方針としてはいいです。絵に描いた餅にならないように、具体的な行動計画を検討することが重要です。立地適正化計画は、この内容を基に指定され、どのような意識で作るかが問われます。現在は立地適正化計画を作成しないと物事が進まない状況ですが、単に書けましたというだけではなく、戦略的な視点で取り組む必要があります。戦略が欠けていると、現実的な効果は得られません。富山市のように、都心居住を促進するために具体的な施策で、1戸当たり100万円の補助を打ち出すことは一つの例ですが、そこまでのレベルを期待しているわけではありません。しかし、そうした意識を持つことが立地適正化計画と関連性を持たせるためには重要です。あくまで意見としてお伝えします。</p>
委員	<p>桶川市は東西に長い地形で、交通の要所である圏央道が通っていることを活かすべきです。この地形を生かして地域づくりのテーマをもっと具体的に記載することが求められます。特に、東側の工業団地の拡大と、西側の物流と製造のバランスを考慮し、桶川市として新しい産業誘致に力を入れる姿勢を示すことが重要です。また、東西の特性を活かした住み分けができるとういでしょう。</p> <p>もう一つ、近年の災害の多発を考えると、桶川市も水害や地震といったリスクに対して対策を強化する必要があると思います。埼玉県の防災計画はデータに基づいた内容が多いですが、桶川市としても、住民が安心して暮らせるような具体的な施策を都市計画マスタープランに反映させることが大切です。特に水害対策では、いざという時に避難できる場所を市民に分かりやすく伝えることが重要です。また、高い施設の誘導策を考慮することで、都市計画においても防災を意識した設計が可能になると思います。これらの点を踏まえて、具体的な施策を盛り込んでいくことが望まれると思います。</p>
委員	<p>ここ5年ぐらい大きく変わった点で異常気象が今までとは想定外のものが起きているということです。最近の異常気象により、予測できない事態が発生していることが議論されています。桶川は大宮台地に位置し比較的安定していますが、一部には低地や川沿いの地域もあり、特に注意が必要です。</p> <p>48ページでは、交通ネットワークの構築や「拠点連携型都市構造」について触れていますが、公共交通ネットワークは通常のバスだけでなく、自動運転や新しいモビリティの導入も考慮すべきです。近年、生成AIやデジタル技術が急速に発展しており、これを活かした新しいコミュニティバスの在り方が、桶川市の交通ネットワークに関わると考えます。現時点で具体的な実現が難しくても、そ</p>

	うした検討を始めるべき時期や方針を明記することが望ましいと感じています。
委員	28ページの②公園・緑地のところで、桶川市の市民1人当たりの公園・緑地面積は2.95平方メートルということで、全国平均を大きく下回っています。中心市街地に公園や空き地を活用したコミュニティづくりの場所というものが全然書かれていません。区画整理事業地内はたくさん公園がありますが、中心市街地に公園や緑地が不足しています。また、コミュニティ施設も中心市街地にはないということも含めて、その辺の適正配置はこの計画の中に全くないです。20年間の目標として入れていただかないと、魅力ある桶川市にはならないと思います。中心市街地の在り方をもう少し丁寧に書き直していただきたいと思います。
委員	中心市街地における公園やコミュニティ施設の不足は深刻であり、寺社がその役割を果たしている例も挙げられます。小田原のように、お寺の境内が子供たちの遊び場として機能しているケースもあります。桶川市では公園や広場、コミュニティ施設が特に不足しているため、必ずしも公園に限らず、都市的な広場やコミュニティ施設についての記載があると良いでしょう。このようなスペースが地域にとっての補完的な役割を果たし、住民の交流や活動の場を提供することが期待されます。
事務局	28ページの図を見ると、桶川駅の東口には公園が少ないです。そのため、都市計画マスタープランの中で、南小学校跡地の利活用の中に、公園の副次的な機能として防災に寄与する広場として使えるような形で、憩いの場となるような緑地空間を確保したいというところは記載しています。とはいえ、それ一つで全部が賄えるかということでないので、ここに限らず少ない地域においては、記載を検討したいと考えています。
会長	ほかに質問はありますか。ないようですので、続いて、立地適正化計画について、事務局に説明を求めます。
事務局	<p>続いて、『立地適正化計画』について説明します。</p> <p>「資料3-3」を御覧ください。先ほどの都市計画マスタープランと同様に、赤枠で囲った部分について「資料3-1」により説明します。それでは、「資料3-1」のNo.1を御覧ください。対応する計画書のページは、6ページから38ページです。こちらは国交省ヒアリングにおける意見で、都市計画マスタープランと同様に、「都市計画マスタープランと立地適正化計画の現況が共通資料となっているが、計画によって使用しない項目もあるため、整理した方がよいのではないか。」という意見でした。</p> <p>これに対し、現況編を整理し、立地適正化計画からは「世帯数の推移図」、「流出・流入状況図」、「産業別就業構造図」を削除しました。また、第7章において使用している、「第六次総合計画に掲げる人口ビジョン図」、「住民基本台帳による市街化区域及び市街化調整区域の人口推移図」、「バスの満足度」を追加しています。</p> <p>続いて、No.2を御覧ください。また、対応する計画書のページは、44ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「立地適正化計画の目標に多様性に関する記載を追加してもらいたい。」という意見でした。</p>

これに対し、立地適正化計画の目標2の説明を、「居住を誘導すべき市街地において、暮らしを支える生活インフラの整備や事故・災害に対する備えにより、子どもや高齢者、障害者など様々な人が多様性を認め合いつつ支え合って暮らせる環境を整え、ユニバーサルデザインによる都市環境が形成されることを目指します。」と改めました。

続いて、No. 3を御覧ください。また、対応する計画書のページは、46ページです。こちらは都市計画審議会における意見で「テーマが抽象的でわかりにくい」という意見でした。

これに対し、テーマを「交流と活気のある桶川駅周辺の再生と暮らしを支える利便性の高いまちづくり ～持続可能な都市構造の構築に向けて～」と改めました。こちらは、都市拠点及び地域生活拠点等、それぞれの役割に応じた拠点形成と共に、公共交通や道路交通網によるネットワークと連携して発展していくことで、持続可能な都市構造の構築に向けて「交流と活気のある桶川駅周辺の再生と暮らしを支える利便性の高いまちづくり」を目指していきたいということを用意しています。

続いて、No. 4を御覧ください。また、対応する計画書のページは、55ページと81ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「歴史資源を活用した魅力のあるまちづくりの施策として、中山道沿道の環境の改善だけでなく、保全に関する記載もあった方がよいのではないか。」という意見でした。

これに対し、誘導方策③-II 「歴史資源を活用した魅力のあるまちづくり」に記載を追加しています。55ページには、誘導方策として「中山道宿場町の歴史資源の保全」、81ページには、誘導方策をふまえた誘導施策として「魅力を備えたまち並み景観の保全」、「中山道宿場町の歴史資源を活用した地域の魅力発信、産業振興による交流活動の推進」を②-Iに追加しています。

続いて、No. 5を御覧ください。また、対応する計画書のページは、56ページです。こちらは庁内検討委員会における意見で、「総合計画で位置づけている都市拠点及び地域生活拠点は、立地適正化計画の都市機能誘導区域と範囲が異なるため、混同しないように改めること。」という意見でした。

これに対し、混同しない表現とするため、計画書52ページのまちづくりの方針以降は、「都市拠点」、「地域生活拠点」を「都市機能誘導区域」として整理しています。また、56ページの都市機能誘導区域の設定方針の解説に、「第六次総合計画で示される桶川駅周辺の都市拠点や、坂田地区や日出谷地区の地域生活拠点の一部を含む一帯を、次頁の設定方針に基づき設定します。」を追加しました。

続いて、No. 6を御覧ください。また、対応する計画書のページは、61ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「桶川市立地適正化計画26ページ、本日御覧いただいている計画書の61ページの都市機能誘導区域の設定の都市拠点桶川駅周辺地区の商業地域の南1丁目の区分の中に寺院・墓地の区割と寿1丁目の南小跡地の区分を図の中に表して明記すること。丁寧な図面を願います。」という意見でした。

考え方としては、設定された区域は、「都市機能誘導を図るべき区域」を明示したものであり、具体的な土地の区域を記載するものではありません。なお、都市機能誘導区域をわかりやすい表示と

するため、公共施設の位置のみ明示していますので御理解いただければと存じます。

続いて、No. 7を御覧ください。また、対応する計画書のページは、62ページです。こちらは庁内照会における意見で、「坂田地区の都市機能誘導区域に施設整備する可能性がある範囲を追加してほしい。」という意見でした。

これに対し、坂田地区の都市機能誘導区域の範囲を資料のとおり変更しました。

続いて、No. 8を御覧ください。また、対応する計画書のページは、68ページです。こちらは庁内照会における意見で、「保育園・幼稚園・認定こども園・子育て支援センター・図書館は、拠点に配置されることが望ましい施設となっているが、日出谷地区では維持・誘導されていないため、解説をいれたほうがよいのではないか。」という意見でした。

これに対し、拠点ごとに役割や配置の考え方を分けて整理しました。日出谷地区の保育園・幼稚園・認定こども園及び子育て支援センターについては、桶川市公共施設配置基本計画に基づき、分庁舎跡地に子育て機能を配置することから、拠点配置は望ましくない施設としています。日出谷地区の図書館については、桶川市図書館サービス基本構想に基づき、地区外の既存施設の維持を行うため、拠点配置は望ましくない施設としています。

続いて、No. 9を御覧ください。また、対応する計画書のページは、70ページです。こちらは庁内照会における意見で、「スーパーマーケットの1,000㎡未満と示されているのは、小規模な店舗も入るのか。どの程度の規模を想定しているのか。」という意見でした。

これに対し、小規模な商店等を含まないように、経済産業省の「商業統計調査業態分類表」で定義されている規模を準用し、食料品スーパー250㎡以上として記載を改めました。

続いて、No. 10を御覧ください。また、対応する計画書のページは、80ページです。こちらは都市計画審議会における意見で、「親世代と子世代が近くにすむ理想的な共存環境を築けるようにするための記載を追加したほうがよいのではないか。」という意見でした。

これに対し、誘導施策①「多様な世代や様々な職種のニーズに応じた住宅の供給と居住支援」に、「親世代と子世代が近くに住むことを前提とした近居型居住」を追加しました。

最後に、No. 11を御覧ください。また、対応する計画書のページは、106ページから109ページです。こちらは国交省ヒアリングにおける意見で、「目標値の設定は、根拠や考え方を明記したほうが見直しの際や住民にも分かりやすいため、検討いただきたい。」という意見でした。

これに対し、評価指標の現状値及び目標値について、根拠や算出方法等を記載しました。ここで、「資料3-3」立地適正化計画の計画書106ページを御覧ください。こちらでは、まちづくりの方針「都市機能誘導区域の都市機能及び公共交通ネットワークの維持と充実」に関する評価指標についての、現状値及び目標値設定の根拠や算出方法等を新たに記載しました。それと同時に、根拠等に基づき目標値を改めています。

	<p>まず、電車やバスの利用に関する評価指標について、これまでは市民意識調査結果における電車及びバスの「日常生活において利用する移動手段」を用いていましたが、それらを、「民間路線バスの利用についての満足度」、「市内循環バスの利用についての満足度」に改めて設定しました。理由としては、電車及びバスの「どれだけ利用されていたか」ではなく、満足度にする事で、バスの利用しやすさ等、利用環境を向上させることを目標値とし、過去5回の経年結果を踏まえた目標値に改めました。</p> <p>続いて、107ページを御覧ください。こちらでは、先ほどと同様に、まちづくりの方針「時代に応じた居住誘導と暮らし続けられる生活環境づくり」、「あらたな交流や活気を生み出すまちなかづくり」に関する評価指標についての、現状値及び目標値設定の根拠や算出方法等を新たに記載しました。</p> <p>なお、「時代に応じた居住誘導と暮らし続けられる生活環境づくり」に関する評価指標「①居住誘導区域における人口密度の低下抑制」について、第六次総合計画に示される目標値を使用していましたが、国土交通省ヒアリングにおいて根拠数値を統一したほうが良いのではないかという指摘を受けたため、国勢調査をもとに推計している「国立社会保障・人口問題研究所」の数値に第六次総合計画の数値を考慮して算出した数値を使用することとしました。</p> <p>続いて、108ページを御覧ください。こちらでは、先ほどまでと同様に、防災指針に関する評価指標についての、現状値及び目標値設定の根拠や算出方法等を新たに記載しました。</p> <p>続いて、109ページを御覧ください。こちらでは、効果指標を「桶川市の住みやすいと思う市民の割合」としていましたが、都市計画マスタープランのテーマとの関連性も考慮し、「桶川市に住み続けたいと思う市民の割合」に変更し、算出根拠を記載しました。また、目標値を現状値以上としていたところですが、過去の市民意識調査の傾向を考慮し、改めて設定しています。</p> <p>以上で、立地適正化計画についての説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいまの説明に関して、御意見・御質問などがある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>具体的に都市機能の誘導を図るべき区域というのは、どういう意味ですか。例えば形だけですか、それとも用途地域の変更も検討して民間活力の導入を考えられる区域だと考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>本市では、都市機能誘導区域として3つの地区を設定する予定です。具体的には、桶川駅周辺地区、坂田地区、日出谷地区が対象です。これらは、第六次総合計画で設定された都市拠点や地域生活拠点の周辺です。61ページでは、桶川駅周辺の都市機能誘導区域を赤枠で示しています。68ページと69ページでは、誘導すべき施設の候補を分類し、商業機能についても、コンビニエンスストアは地域に分散させ、スーパーマーケットは拠点に集中させることで利便性を向上させる考え方を示しています。69ページの表では、各地区の立地状況を整理し、既存施設の維持をする施設、新たに誘導すべき施設を分類して黒丸で示しています。桶川駅周辺地区では、医療機能などの誘導が必要とされており、これに基づいて今後、用途地域の見直しを検討することになります。現時点では、既存の都市計画決定に基づいて進める方針です。</p>

委員	用途地域が民間事業者の導入に影響を及ぼすことは確かです。民間の活力を受け入れるのであれば、用途地域の見直しや条件設定を慎重に検討する必要があると思います。
委員	私も同感で、計画によっては容積率を100%上げることも考えて良いのではないかと思います。今のままでは病院は来ないのではないかと思います。民間も協力して、内容によっては用途変更もかまわないのではないですか。そのような考え方で立地適正化計画も進めていった方が良いと思います。
委員	68ページに拠点配置は望ましくないなど否定的な文言がありますが、修正した方が良いと思います。
会長	御意見とします。ほかにいかがですか。
委員	106ページの指標で、民間路線バスの満足度が83.6%とあり、現状値から15%ほど上がっています。一方、市内循環バスについては、たった3%ほどしか上がっていません。この違いは何ですか。
事務局	目標値は、過去10年間の市民意識調査の結果の近似値を取った直線から設定しています。
委員	市内循環バスは市の事業であるのにもかかわらず、目標値が低すぎます。この数値設定は何かやる気のなさが出ている気がしてしまいます。
事務局	地域公共交通計画などの計画で用いられている目標値を持つてくるのが一番分かりやすいものかと思いますが、桶川市はその計画がないです。そのため、目標値として考えられるものをピックアップした中で、下方に行くような目標値ではなく上方に行くような目標値としてこのような形ではどうかといったところで考えた目標値です。市内循環バスの目標値が低いことに関しては、対応を検討します。
委員	地域公共交通会議とのきちんとした連携と、目標値のあり方はもう少し見直していただきたいと思います。
委員	53ページに公共交通ネットワークの維持と充実とありますが、今回の計画ではバスしか触れていません。例えば、宇都宮市ではLRTが成功しています。乗客が増えて、周りの地価が上がり、マンションが増えています。宇都宮市のLRTが成功したのは、デザインです。LRTに乗るライフスタイルがかっこいいからであり、若い人はおしゃれだから、かわいいからと言って支持されています。便利だから、移動できれば良いという発想とは違うのです。このようなことまで提案することが大切で、実験的にまず1両つくって、サンフランシスコの路面電車デザインにオケちゃんを乗せてという様なものを、1両7,000~8,000万円ぐらい使ってもいいから、それを補助金と市の単独費と民間を併せて2台ぐらい造って走らせると、それに乗りたいたいと思います。何かそのようなことをやりながら公共交通ネットワークの維持と充実として、具体的な行動計画をここに示すのが重要なのではないかと感じています。
委員	61ページの桶川駅周辺地区について、駅を中心に800メートルの範囲は広すぎます。なぜかという、大体やりやすい周縁部の地価の安い区域に病院などの都市機能がつくられてしまい、不便で車利用になってしまいます。例えば、仮に病院が国道17号沿いの南の端のほうにできたとなると、それで終わってしまい、波及効果がないのです。だから、都市機能誘導区域の中に、駅を中心とした

	<p>狭い範囲に都市機能を優先して誘導するエリアを設定すべきではないでしょうか。もともと立地適正化計画とは、市庁舎や図書館や病院を外側に出した20世紀の失敗の反省なのです。だから、都市拠点というような都市計画マスタープランのエリアを重ねて、そこを優先すべきというようなことが必要です。やりやすいところをやられるのが都市ですから、それが危惧されます。</p> <p>もう一つ、居住誘導区域の市域西側の一部で浸水しているエリアがあります。既に宅地とされている部分のため、居住誘導区域としても良いですが、積極的に誘導するエリアと誤解されては困ります。誘導とは、そこに空き地が出たらどうにかして誘導するという意味です。居住誘導区域には入れるけれども、あまり積極的にそこに人口を増やしたくないという意味の区別をつけたり、エリア分けをして市が補助金を出したりと対策を講じるべきだと思います。区別の凡例は自由に言葉を使って良いはずですから、ここは分けて考えないと変な方向に発展するのではないかと危惧しています。</p>
委員	<p>パブリック・コメントまでに修正が間に合わないのではないですか。</p>
会長	<p>桶川市の将来を考えると、今のタイミングは重要で、僕は半年や1年延びてもいいと思っています。これは今やらないと少しまずいのではないかと思ったものですから。だから、議員さんもいらっしゃるので、仮にそうなっても理解していただいて。そうでなくてもいいですよ。もちろんこのスケジュールでうまくいけばそれでも全然構わないです。ただ、きちんとそのあたりを考えたほうが良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>12月にパブリック・コメントという話でしたから、私も少し心配しています。ただ、今の意見をまとめるだけでも少し時間がないかなというので、スケジュールを延ばすということも考えていただきたいというのが一つ。</p> <p>それから、80ページに親世代と子世代が近くに住むことを前提とした近居型居住というのがありますが、具体的にどのような方法で事業をすすめていくのでしょうか。言葉だけではなく、何か方策があるのか、そのあたりの前提がよく分からないです。</p> <p>それと、中山道宿場町の歴史資源の保全というところで、魅力を備えたまち並み景観の保全とありますが、30年前から景観条例をつくるように私も言い続けています。マンションが今もどんどん建っていますから、景観条例などをつくって景観を守っていくことが必要です。要するに協力しようにも協力するような市の姿勢が見えないです。具体的に、どのような生活でどのような景観があつてというようなものが見えないので、もう少し書き込みもしていただきたいという思いがあります。</p>
委員	<p>都市計画マスタープランのほうでいいですよ。戸田市は埼玉県で第一号です。都市計画マスタープランの最後の実現化方策で、先ほどのまちづくり条例以上に景観計画、景観条例で宿場町の歴史的な資源の活用を行うことは重要です。川越のまちづくりを見てあそこまで観光客が増えたのはまさに景観行政です。ただ、課題はマンションで、川越はデザインの質がよくないのです。ですから早く景観で誘導すればよかったと思っています。これからどんどんマンションが出てきますから、そのあたりが課題となります。</p>

ここまで何点かお話があったところで少し遡っての回答になってしまふ部分もありますが、本市がなぜ桶川駅周辺地区の都市機能誘導区域を800メートルの範囲としたのかについて、話をさせていただきます。まず、中山道の南北にある2つの商店街と、駅前の一番街や稲荷通り沿いの商店街をエリアに含め、にぎわいと活気のある拠点づくりをしたいと考えています。商店街の低未利用地を活用していきたいということで、商店街が入るような区域取りをしています。また、立地適正化計画の14ページの土地利用状況図を見ていただきますと、駅周辺や先ほどの商店街の周りにはまとまった空地が見受けられ、このような低未利用地や既存ストックを活用していきたいということで範囲を設定しています。中には、800メートルとなると少し遠いので、お年寄りなどが歩いていくにはきついのではないかとということも考えられることから、こちらは立地適正化計画の35ページを見ていただきますと、バスのカバー率の図になっています。駅周辺につきましては、バス停が密に点在しているような状況がありますので、こちらの今回設定した800メートルの中でもバスで移動ができるような形になっています。

次に、施設の立地が可能と思われる用途地域を含めて設定しています。国道17号から北側は県道川越栗橋線までを含めたところですが、こちらは用途地域が準住居地域や近隣商業地域となっており、ある程度まとまった施設が立地することが可能と考えたところです。

最後に、駅前の区域を限定して用途地域を変えたり、道路整備や再開発をしたりということも考えられなくはないですが、本市の駅東口の経緯を考えますと、長らく再開発が望まれた区域として地域の皆様の御協力のもと、検討が進められてきた区域です。その中でも、合意形成が図れなかったということで、まずは駅前広場、駅東口通り線の整備を先行して始めましょうということで、今の駅東口の整備が始まっています。そのような歴史がある土地ということも鑑みて、南小学校跡地の利活用調査を発端に、どのような形で利活用できるかということも県と調整をした中で、やはり道路が脆弱なため、現状では面的な用途地域の変更は難しいという御意見をいただきました。これまで再開発について地域の方に御協力をいただきながら進めてきたという経緯を踏まえると、早々にここで何かをやっていきまふということ打ち出すのが果たして良いのかということころは、疑問点を感じているところではあります。

もう一つの居住誘導区域で一部ハザードエリアとなっているところは、本市の場合、宅地を誘導する区域として区画整理事業を進めてきた区域です。区画整理事業地内として人口誘導をしようと思っている区域にハザードエリアが広がっているような現状となっていますが、ここについて、一方では人口を増やしたい、でもハザードエリアだから人口は誘導したくないというような、少し矛盾的なものが発生しています。ですから、本市の立地適正化計画の方策の中には、ハザードマップの色がついてしまう元凶となっている荒川の堤防の築堤事業や調節池の整備などを進めています。取組スケジュールが103ページにあります。まずはハード対策でこのハザードエリアの色がついている部分の面積を少なくしたいといった考え方を示しているところではあります。また、ハード対策と併せて、止水板の補助事業や避難誘導、避難所が近くにあるということについて住民

	<p>の皆さんに知っていただくなどソフト対策も行うことで被害が低減できるのではないかと考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。僕は否定しているのではなく、基本的に同じ考え方なのです。ただ、今のままだとそれは理解できないから、やはり位置づけやエリア取りをもう少し検討してほしいです。居住誘導区域を外してほしいなんて、一言も言っていないです。例えば、居住誘導区域の中できちんと位置づけをして、そこはハザードエリアとして別に対応しますというような扱いをすればどうでしょうか。今のままでは少し分かりにくいです。最初の都市機能誘導区域の部分も一緒です。都市拠点の外側にはみ出るところが優先されてしまうということを私が今申し上げたのであって、狙いは全く一緒なのです。狙いは全く一緒なのに、今回の都市機能誘導区域が広い範囲の外側の縁辺部が狙われてしまうということを指摘したのです。ですから、やろうとしているのは一緒なのに、実際の都市づくりが違うという危機感はあるから、むしろそのような位置づけをする。だから、都市機能誘導区域を変更してほしいとは言っていません。</p> <p>もう一つ、優先順位をつけてそこを重点エリアなり、あるいは都市拠点というマスタープランの円などを入れるだけでもいいのですが、そこが少し違う扱いということを入れてはどうでしょうかと聞いています。僕は、大きい変更を提案しているわけではないです。</p> <p>先ほどのバスの話は、それは理屈が立たないです。歩けないからバスが補完しますというのは、少し説明としてはおかしいので、それはやめてほしいです。僕はBRTなどの専用路や自動運転、EVバスなどを含め、桶川市の公共交通の何か自慢になるような乗り物がイメージできますけれども、そういうもので少し遠いところも補完するというのがあればいいのですが、今のままだと何の担保もない中で漠然と言っているの、理屈づけるのはよくないと思います。</p>
会長	<p>ほかにないようですので、次第4『意見聴取』を終わります。これで、本日の案件は全て終了しました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>なお、傍聴者の方につきましては、事務局の指示に従って、御退席くださるようお願いいたします。</p>
司会	<p>作山会長、どうもありがとうございました。</p>
5 その他	
司会	<p>最後に、次第5『その他』です。連絡事項が2点ございます。</p> <p>1点目としては、先ほど次第4『意見聴取』で説明した第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の策定に対して、他に御意見や御質問がある場合には、11月25日（月）までに「意見書」を都市計画課まで御提出ください。</p> <p>2点目としては、次回の審議会の予定について連絡します。次回は、令和7年2月10日（月）の9時30分から開催したいと考えています。次回の審議会では、7月の初旬に情報提供をさせていただいた生産緑地地区の買取申出に関する廃止手続き及び第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の策定について御審議いただく予定です。</p>
6 閉会	
司会	<p>長時間にわたり、慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。これで本日の都市計画審議会を閉会とします。</p>

意見聴取第1号

第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の策定について

意見の内容

＜凡例＞都市マス…都市計画マスタープラン
立 適…立地適正化計画

No	分類	資料3-2 掲載ページ	意見等の内容
1	都市マス	全般	「まちなかウォークアブル推進事業」や「エコロジカルネットワーク」といった、一般的にわかりにくい用語については解説を入れたほうがよいのではないかと。
2	都市マス	21 22	医療費や介護費のグラフがあるが、ここに桶川市が関わるのは国民健康保険と後期高齢者である。市民全体では恐らく2割か3割にしかあたらぬが、どのような意図で記載しているのか。
3	都市マス	25	ハザードエリアの状況として洪水ハザードマップのみ掲載しているが、液状化などの情報は載せないのか。
4	都市マス	27	西側大通り線・日出谷中央通り線の整備状況が◎になっている。完成という意味であろうと思うが、道路形態は完成かもしれないが、植樹帯に植樹されて完了と言うのではないのでしょうか。この他にもこのような道路があるのではないかと問います。
5	都市マス	60	自動運転や次世代モビリティ等の要素を追加したほうがよいのではないかと。
6	都市マス	64	生産緑地地区の記載について、具体的な例として農家レストラン等の要素を追加したほうがよいのではないかと。
7	都市マス	78 98	産業立地について、圏央道のICを生かしつつ、新しい産業導入の可能性を含めて、例えば西側、西部田園地域の中では、物流、製造に加えて、地域の農産物を生かした六次産業化、ITを導入した複合型、起業型の産業導入の可能性を探るなどを入れてはいかがでしょうか。また、東側、東部田園地域の中では、物流だけでなく、従来から立地している企業とサプライチェーンや新製品開発の促進なども踏まえた産業の誘致や起業家育成等の可能性を探るなどを入れてはいかがでしょうか。
8	都市マス	83	防災の観点について、水害の危険性の高いエリアの近傍では、ある程度の高さに避難できる構造の建築物等の立地誘導を図る（この部分は立地適正化の方に入れた方がよいかもしれませんが）といった工夫も可能性として入れてはいかがでしょうか。また、旧耐震の建物の耐震改修だけでなく、地盤改良についての促進策、更に単体だけでなく、地域の中での避難や救助のためのルートを確保するために隣接で耐震改修をしたり、共同で建て替えをする等の取り組みへの支援などの防災力の向上を入れてはいかがでしょうか。
9	都市マス	91 102	駅東口周辺をはじめとした既成市街地に公園をはじめとした、コミュニティができるような空間を作れるように記載したほうがよいのではないかと。

No	分類	資料3-2 掲載ページ	意見等の内容
10	都市 マス	91 102	市民一人当たりの公園・緑地の面積が、県や全国を下回っている状況であり、特に区画整理事業を行っていない市街地に公園・緑がない状況であるため、公園整備を推進する記載をしたほうがよいのではないか。
11	都市 マス	99	南小学校跡地に民間活力の導入と記載されているが、用途地域の見直しも検討することで、民間活力の導入が行いやすくなるのと考えている。そのため、用途地域の見直しに関する記載を追加したほうがよいのではないか。
12	都市 マス	99	第二次桶川市都市マス（素案）のP99の①駅東口周辺のにぎわいと活気のある都市拠点の充実の3段目赤枠で南小学校跡地及び周辺市有地については～市民ニーズに適切に対応する為に「民間活力の導入を検討し」と記してあります。都市拠点になるであろう南小跡地と周辺敷地に民間活力を導入するには今現在の用途地域より導入しやすい用途地域にするべきでは？丁寧な説明を願います。
13	都市 マス	99	柔らかい区画整理などの手法を追加したほうがよいのではないか。
14	都市 マス	103	景観条例の記載を追加したほうがよいのではないか。
15	都市 マス	114	計画の推進に向けた取り組み方法として、まちづくり条例、専門家の派遣、柔らかい区画整理、生産緑地で農家レストランなど、将来の暮らし方のイメージに向けた具体的な戦略を記載すべきではないか。

No	分類	資料 3-3 掲載ページ	意見等の内容
16	立適	61	都市機能誘導区域の桶川駅周辺地区について、駅を中心に 800m の範囲は広すぎる。都市機能を誘導する際に、周縁部の地価の安い区域に立地してしまう懸念がある。例えば都市機能誘導区域の中に、駅を中心とした狭い範囲に都市機能を優先して誘導するエリアを設定すべきではないか。
17	立適	68	会議でも言いましたが、後ろ向きの文言は避けた方が良いと思いますので、特に p. 68-69 の「望ましくない」は、「ある程度の範囲での地域での分散配置が望ましい」などの方が、表内での整合性もとれるかと思えます。
18	立適	76	居住誘導区域の一部に浸水想定区域がある。既に宅地とされている部分のため、居住誘導区域としてもよいが、その部分についてエリア分けをし、市が補助金を出すなどの対策を講じるべきでないのか。
19	立適	78～81	柔らかい区画整理や用途地域の見直し、自動運転や次世代モビリティ、景観条例の記載について記載を追加したほうがよいのではないか。
20	立適	80	「時代に応じた定住・移住環境の整備」に「近居型住居」の記載があるが、具体的にどのような方法で事業をすすめていくのか。
21	立適	106	市内循環バスの目標値が現状値から 3.3% しか上昇していない。また、民間路線バスの利用満足度の目標値が 83.6% に対して、市内循環バスの利用満足度の目標値が 66.9% 以上と低く、市の事業であるにもかかわらず、目標値が低すぎるのではないか。
22	立適	106	話題になったバスなどの公共交通については、今までの調査のトレンドで割り出すのは、市民からみると積極的な施策ではなく見えてしまいます。一方で、いきなり LRT みたいなものを桶川市単独で考えるというのも乱暴すぎますから、IT 技術を使ってバスの利用率によって細やかにダイヤの適正を図ったり、オンデマンドや自動運転ルートを入れるなどの施策の導入を図り、満足度を民間、循環バス合わせて 2 割程度向上させるといった打ち出し方はいかがですか。